

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 松籟会
かりゆしぬ村 訪問看護ステーション

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷や痛みを与える、又はそのおそれのある行為を加えること

(2) 介護・世話の放棄・放任

行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、高齢者を養護すべき業務上の義務を怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する暴言または拒絶的な対応、その他の高齢者に心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者から不当に財産上の利益を得ること。また、本人の同意なしに金銭を使用すること

3 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- ① 本事業所では、虐待等の発生の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）とする。

委員会の開催にあたっては、管理者および在籍する職員が参加する。

② 高齢者虐待防止委員会の開催

- ・委員会は、年1回以上開催します。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

③ 高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ・定期的な研修の実施（年1回以上）
- ・新任職員への研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施
- ・実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、管理者とします。
- ② 家庭内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めることとします。サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は管理者に報告し、必要に応じて関係機関に通報します。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

9 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

10 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

令和6年4月1日より施行します。